

令和元年第8回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和元年8月29日 午後2時
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員

教 育 長	尾 上 慶 昌
教育長職務代理者	橋 本 捷一郎
委 員	池 坂 めぐみ
委 員	志 水 矛
委 員	木 曾 文 人
- 4 委員以外の出席者

教 育 次 長	東 南 武 士
教 育 次 長	藤 本 浩 士
総 務 課 長	関 山 善 文
こども育成課長	近 藤 雅 之
指 導 課 長	河 本 学
生涯学習課長	高 見 直 樹
スポーツ推進課長	米 口 俊 也
中央公民館長兼市民会館長	山 野 良 樹
図書館長兼市史編さん担当課長	小 野 真 一
学校給食センター所長	溝 田 康 人
文化財担当課長	中 田 宗 伯
- 5 付議事項

報告 5	専決処分の報告について
専第10号	令和2年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について
報告 6	少年非行概要について
報告 7	赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
報告 8	赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第6号議案	令和元年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 志 水 矛

署 名 人 橋 本 捷 一 郎

令和元年第8回赤穂市教育委員会議事録

教育長

ただいまより、第8回教育委員会を開会いたします。

委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

はじめに、令和元年第7回教育委員会議事録の署名を木曾委員と志水委員にお願いします。

(教育長署名後、木曾委員、志水委員の署名)

次に、教育長の報告を行います。

(別紙「教育長活動報告」のとおり報告)

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。志水委員と橋本委員にお願いします。

議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

報告7ないし第6号議案については、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に、その他については同規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当すると考えられますので、いずれも非公開としてよろしいか。

全委員

異議なし。

教育長

以上のと通りの賛成をもちまして、報告7ないしその他は、非公開と決定します。

それでは、審議に入ります。報告5「専決処分の報告について」事務局の説明をお願いします。

事務局

(専決処分の報告について、議案2ページから12ページに基づき説明を行った。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員

今、説明にありましたのは、特別支援学級に掛かる教科用図書だと思うんですが、もちろん、これは採択地区協議会で採択されたんですね。国の。それを基にして採択されたと解釈してよろしいですね。赤穂市が採択したと。それがまず、1点目です。それから、児童生徒の実態が非常に多様だとお話がありましたので、全くそういうことだと思うんですが。そのために、一般図書があり、また、先ほど、拡大図書と言いますかね。拡大教科書のお話がありましたけど。或いは、場合によっては、下の学年と協会図書ですね。文部省が選定した。著作の。そういうことも有り得るのかどうか。そのあ

たりの実態をもう少し詳しく説明していただけたら、ありがたい。

事務局

先ほどご説明でも申し上げましたとおり、特別支援学級において使用する教科書につきましては、文部科学省発行の一般図書一覧という物がございます。それを一部抜粋したのですが、その中から、各学校が児童の実態に応じたものを選択しているというものです。

そして、今回、赤穂市教育委員会でそれを採択していただくということになっております。

また、一般図書につきましては、拡大図書も含め、2学年下の教科書を使用する場合もございます。赤穂市教育委員会におきましては、その子どもたちへの人権的な配慮そして教育的な配慮から、特別支援学級の児童生徒は、一般図書を教科書として渡す一方で、同学年の子どもたちが持っている同じ教科書についても市費で配布しております。それによって、子どもたちがみんなと同じ教科書を持っていると思うことで、安心感を持ち、みんながどんな学習をしているのかなど時々見ながら学習を進めるという配慮についても実施しております。下の学年の教科書を使用することもございます。

委員

ちょっと分かりにくかったですけど、文部科学省が著作した、いわゆる教科書ですね。これがまずメインであって、それでは上手く対応できないということで、次にこの一般図書が出てくるのか、それとも、逆に一般図書がまずあって、それで次に文部科学省の著作権のある教科書となるのか。先ほどの話ですと一般図書がまずあって、という順番に聞こえたんですが。そのへんは、どうですか。

事務局

説明が不十分で申し訳ございません。まずは、検定本と言われる、前回の教育委員会で採択いただきました教科書が中心となっております。そして、後はそれぞれ個人の実態、障がいの程度に応じた物で対応するということになっておりますので、この一般図書につきましては、無償化の教科書の対象とはなりますが、優先されるような採択はしておりません。

教育長

他にご発言が無いようですので、報告5「専決処分の報告について」承認してよろしいか。

全委員

異議なし。

教育長

ご異議が無いようですので、報告5「専決処分の報告について」承認いたします。

次に、報告6「少年非行概要について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(少年非行概要について、議案13～15ページに基づき、説明を行った。)

教育長
委員

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

この少年非行の概要は、先ほど、赤穂警察署が調べた延べ人数ということでしたが。私、毎月この定例教育委員会で、問題行動の件数について指導課長の方からご説明があつて。小学生・中学生についてはこの統計かなと思つていたんですが。私、去年の10月から委員になりましたので辿つていって、比べてみたら、数字が合わないかなと。1月から12月ですから、10月以前にそういうことがあつたのかなと思つたんですが。そうではなくて、警察が補導した分だと。そうすると、学校からそういう問題があつた場合、育成センターに連絡して件数に当たるんですけど、警察が検挙した分については、育成センターが把握してもこの件数には入れないんでしょうか。

事務局

育成センターで把握したものについて。警察と教育委員会は、基本、情報を共有しているんですが、子どもたちが、例えば万引き等で補導された場合の情報がなかなか育成センターまで来ない。個人情報保護の観点からだと思われそうですが、こういう情報が共有できていないということです。また、赤穂市在住の子どもが、もしも相生で何か問題行動を起こした場合は、相生の管轄となります。また、岡山で事件や事故を起こした場合は、岡山の警察の管轄となりまして、その数が若干変わってくるというところであります。

委員

そうしたら、ここに市外の小学生・中学生の数が入っているかもしれないということですか。

事務局
委員

そうです。

まず第1点。これは件数ですので、従つて、実人数ではないということですね。件数が減少しているというのは非常にありがたいことなんですが、実人数としてはどうなのか。当然、一般的に考えれば、比例的にダウンするでしょうけど、実際どうなのか。気になります。それが第1点。

それから第2点目ですが、減少傾向というのは非常にありがたいことで、皆さんのおかげだと思いますが、特に顕著なのは高校生の件数の減少。何か理由があるのかどうか。育成センターか警察から何か聞いていませんか。わかる範囲で結構ですので、お願いします。

事務局

まず人数につきましては、延べ人数となっておりますので、複数回このような例えば不良行為少年という項目で計上される子もあります。また、高校生について、私も年齢別の17歳のところで、マイナス68となつていて、68人も減っているというのは大変大きな変化だと思ひ、警察にも確認はしたのですが、ちょっと思い当た

るものが無いと言われました。県警の方でも、そういう傾向が統計上で出ていないので、赤穂警察の管内で今年度については、こういう状態がみられるというように伺いました。

委員

私の直感的な話なんですけど。高等学校自体も多様化してきて、多様な生徒を受け入れるようなシステムというか形になりつつある。

だから、中学を出て、高校に入学して、以前だったら辞めてしまうような子でもなんとかなるような、高等学校の在り方の変化もあるのかなと思ったりしています。それはそれでいいことだと思っております。もちろん、少年たちの意識とか、そういう物の考え方や生き方から来ているのもあるし、社会の受け入れ態勢というか、居場所づくりみたいなものがあるような気がしなくもないので、警察等がそのあたりをよくしているかもしれないので、その方向で、学校だけでなく社会とか、そういった子どもたちを支援するというシステムづくりみたいなものが必要だと思いますので、そのあたりも探っていただけたらと思います。

事務局

ありがとうございます。私、無職少年がすごく減っているということにも着目しまして、それはなぜなのかと確認しました。

それは、無職ではなくて、橋本委員さんのおっしゃられたように、高等学校に入学する子たちの数も増えているということだそうです。そういう子たちが増えていることで、無職者の絶対数が減っていることによって、無職者が減っていると。そして、高等学校の17歳のところですごく減っているのは、委員さんのおっしゃられたようにやはり、高等学校での指導ということもあり、そして、子どもたちの居場所が守られているということ、それぞれの活躍する場があるということで、非行の数が減っているのではないかと私も追加するところです。

委員

高校生の数が減ったのは、とてもうれしいことですが、その代わりに低年齢化ということが見られるかと。多分、小中学校の学生の人数自体は減っていると思うんです。犯罪件数がプラスというのは、やはり、家庭環境に学校だけではどうしようもない状態がすごくあると思うんです。そういう場合に、どうあるべきなのか。家庭の話というのは、教育とは別になるかもしれませんが、学校とも関連しながら、学校だけが一生懸命先生が迎えに行ってくださったり、しっかり対応していただいているので、大変だと思うんですけど、がんばっていただきたいと思います。

事務局

温かい励ましの言葉をありがとうございます。赤穂市におきましては、今、警察との連携協定というものを進めております。これ

は、先ほど木曾委員さんのお話にもありましたが、実態数が共有できていない状況にあります。これは、やはり個人情報保護の観点から、それがスムーズにできていないということがありまして、情報を共有できるように警察との連携協定というものを現在、進めているところです。

ですので、子どもたちの実態、学校が把握できないものについてもこれからは把握できるように努めてまいります。また、市の子育て健康課というところが主になって動いてくださっています。姫路子ども家庭センターというところとも、三か月に一度ですけど、決裁日を開いて、情報共有もしているところですので、再犯率と言ったら語弊がありますが、複数回、不良行為を行う子どもについては、大体、警察も教育委員会としても把握しておりますので、そういう子どもたちに眼差しを向けながら、重点的に取り組んでいくところでもあります。今後とも精進致しますのでよろしくお願いいたします。

教育長

他にご発言が無いようですので、報告6「少年非行概要について」報告を終わります。

次に、報告7「赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、報告7「赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」説明を行い、その後審議を行った。]

教育長

次に、報告8「赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、報告8「赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明を行い、その後審議を行った。]

教育長

次に、第6号議案「令和元年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、第6号議案「令和元年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について」説明を行い、その後審議を行った。]

原案承認

教育長

次に、その他「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行い、その後審議を行った。]

教育長

その他、事務局から報告事項等ありますか。

事務局

(第3回赤穂市伝統文化祭について、配布チラシを基に説明を行った。)

事務局

(第9回定例教育委員会を9月25日(水)午後2時から赤穂市役所第2庁舎で開催することを報告した。)

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして第8回教育委員会を終了させていただきます。お疲れ様でした。

(午後3時30分閉会)